

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示

	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	616
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃) 〃	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止 (〃) 〃	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退 (〃) 〃	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 (〃)	617
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (〃) 〃	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃) 〃	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 (〃)	618
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 (〃) 〃	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 (〃) 〃	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の休止 (〃) 〃	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の辞退 (〃)	619
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の変更 (〃) 〃	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の廃止 (地域福祉推進課)	619
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 (〃)	620
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の廃止 (〃) 〃	〃
○救急病院である旨の告示 (医療課)	〃
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	621

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の 意見の概要 (南丹広域振興局)	〃
○国土調査の成果の認証 (農村振興課)	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 の公告 (南丹広域振興局)	〃

教 育 委 員 会

○令和4年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員	622
○通学区域の調整(京都府立高等学校)	〃
○令和4年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員	〃
○令和4年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員等	630
○令和4年度京都府立中学校入学者選抜要項	631
○令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜要項	〃

公 安 委 員 会

○一般競争入札の実施	〃
------------	---

告 示

京都府告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
医療法人糖心会べっぷ訪問看護リハビリステーション	宇治市宇治半白17の1 宇治プラザ202	医療法人糖心会	令 3. 8. 1
訪問看護ステーションゆうなみ	長岡京市東神足2の8の30 美沢荘202	株式会社ゆうなみ	3. 5. 6
のぶはらクリニック	京丹後市峰山町新町321	信原 健二	3. 8. 1
元村歯科医院	南丹市園部町栄町3号14 の5	元村 真也	3. 7. 1
宇治川歯科医院	与謝郡与謝野町字四辻 750	宇治川 賢二	3. 5. 15



京都府告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
上中歯科医院	宮津市島崎2039の48	上中 百合子	令 3. 6. 19
医療法人社団檜垣医院	長岡京市友岡西山14の7	医療法人社団檜垣医院	3. 6. 30
駒宮歯科医院	〃 長岡2丁目30 平安マンション長岡1F	駒宮 康隆	〃
乙訓調剤薬局一文橋店	〃 一文橋2丁目30 の10	株式会社エスファーマシー	〃
元村歯科医院	南丹市園部町栄町3号14 の5	元村 早和子	〃
アイケア裕訪問看護	相楽郡精華町大字植田小 字川佐31	有限会社アイデンライフ	3. 7. 31
宇治川歯科医院	与謝郡与謝野町四辻750	宇治川 よし子	3. 5. 14



京都府告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休 止 年月日
アサワ医院	長岡京市井ノ内下印田13 の4	浅輪 信子	令 3. 7. 8
おもてなし薬局男山	与謝郡与謝野町男山441 の2	平木 公隆	3. 6. 30



京都府告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞 退 年月日
医療法人社団幸恩会中尾歯科クリニック	長岡京市友岡4丁目21の13 ルピナス・ヴィータ2F	医療法人社団幸恩会	令 3. 8. 31



京都府告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
社会福祉法人博愛福祉会	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	新舞鶴・三笠地域包括支援センター	新 舞鶴市字溝尻150の11 多世代交流施設まなびあむ2F	令 3. 7. 19
			旧 " 字浜606	



京都府告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
上中 百合子	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	上中歯科医院	宮津市島崎2039	令 3. 6. 19
駒宮 康隆	"	駒宮歯科医院	長岡京市長岡2丁目30 平安マンション長岡1F	3. 6. 30
元村 早和子	"	元村歯科医院	南丹市園部町栄町参号14の5	"
宇治川 よし子	"	宇治川歯科医院	与謝郡与謝野町四辻750	3. 5. 14



京都府告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
堀口 浩史	株式会社アイ・サポート	京都市西京区上桂三ノ宮町99の3	令 3. 7. 19
池田 豊美	リライフマッサージ治療院	" 伏見区深草西浦町6丁目74 Deft深草1F	3. 7. 1

高橋 覚規	リライフマッサージ治療院	京都市伏見区深草西浦町6丁目74 Deft深草1F	3. 7. 1
中村 仁美	"	"	"
山田 周平	"	"	"
奥村 守	奥村東洋鍼灸マッサージ院	長岡京市調子2丁目3の14	3. 7. 13



京都府告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
奥村 守	リップマッサー ジ治療院	京都市伏見区深草西浦町 6丁目74 Def t深草 1 F	令 3. 7. 1
中村 仁美	〃	〃	〃



京都府告示第476号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
医療法人糖心会べっぷ訪問看護リハビリテーション	宇治市宇治半白17の1 宇治プラザ202	医療法人糖心会	令 3. 8. 1
訪問看護ステーションゆうなみ	長岡京市東神足2の8の 30 美沢荘202	株式会社ゆうなみ	3. 5. 6
のぶはらくリニック	京丹後市峰山町新町321	信原 健二	3. 8. 1
元村歯科医院	南丹市園部町栄町3号14 の5	元村 真也	3. 7. 1
宇治川歯科医院	与謝郡与謝野町字四辻 750	宇治川 賢二	3. 5. 15



京都府告示第477号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
上中歯科医院	宮津市島崎2039の48	上中 百合子	令 3. 6. 19
医療法人社団檜垣医院	長岡京市友岡西山14の7	医療法人社団檜垣医院	3. 6. 30
駒宮歯科医院	〃 長岡2丁目30 平安マンション長岡1 F	駒宮 康隆	〃
乙訓調剤薬局一文橋店	〃 一文橋2丁目30 の10	株式会社エスファーマシー	〃
元村歯科医院	南丹市園部町栄町3号14 の5	元村 早和子	〃
アイケア裕訪問看護	相楽郡精華町大字植田小 字川佐31	有限会社アイデンライフ	3. 7. 31
宇治川歯科医院	与謝郡与謝野町四辻750	宇治川 よし子	3. 5. 14



京都府告示第478号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休止年月日
アサワ医院	長岡京市井ノ内下印田13 の4	浅輪 信子	令 3. 7. 8
おもてなし薬局男山	与謝郡与謝野町男山441 の2	平木 公隆	3. 6. 30



京都府告示第479号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
医療法人社団 幸恩会中尾歯科クリニック	長岡京市友岡4丁目21の13 ルピナス・ヴィータ 2F	医療法人社団 幸恩会	令 3. 8. 31



京都府告示第480号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
社会福祉法人博愛福祉会	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	新舞鶴・三笠地域包括支援センター	新 舞鶴市字溝尻150の11 多世代交流施設まなびあむ 2F	令 3. 7. 19
			旧 " 字浜606	



京都府告示第481号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
上中 百合子	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	上中歯科医院	宮津市島崎2039	令 3. 6. 19
駒宮 康隆	"	駒宮歯科医院	長岡京市長岡2丁目30 平安マンション長岡1F	3. 6. 30
元村 早和子	"	元村歯科医院	南丹市園部町栄町参号14の5	"
宇治川 よし子	"	宇治川歯科医院	与謝郡与謝野町四辻750	3. 5. 14



京都府告示第482号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
堀口 浩史	株式会社アイ・サポート	京都市西京区上桂三ノ宮町99の3	令 3. 7. 19
池田 豊美	リライフマッサージ治療院	〃 伏見区深草西浦町6丁目74 Def t深草1 F	3. 7. 1
高橋 覚規	〃	〃	〃
中村 仁美	〃	〃	〃
山田 周平	〃	〃	〃
奥村 守	奥村東洋鍼灸マッサージ院	長岡京市調子2丁目3の14	3. 7. 13

京都府告示第483号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその

京都府告示第485号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和3年度	第26号	吉良 英隆	福知山市	福知山市岩間池ノ下1024
		高橋 正善	〃	〃 〃 小塩津1030

例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止年月日
奥村 守	リップマッサージ治療院	京都市伏見区深草西浦町6丁目74 Def t深草1 F	令 3. 7. 1
中村 仁美	〃	〃	〃

京都府告示第484号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和3年8月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定年月日	認定期限
医療法人社団恵仁会なぎ辻病院	京都市山科区柳辻東潰5の1	令 3. 7. 25	令 6. 7. 24
公益社団法人信和会京都民医連あすかい病院（旧公益社団法人信和会京都民医連第二中央病院）	〃 左京区田中飛鳥井町89	3. 8. 5	6. 8. 4

- 2 認可した日
令和3年8月18日

京都府告示第486号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

令和3年8月27日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
舞鶴市字伊佐津、字円満寺及び字引土地内
- 2 測量の期間
令和3年8月16日から令和3年8月31日まで
- 3 測量の種類
公共測量（基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により亀岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和3年8月27日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレッシュバザール亀岡千代川店
亀岡市千代川町小林北ン田亀岡市高野林・小林土地
区画整理事業土地仮換地（2街区）④の一部
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社さとう
福知山市字上紺屋15番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和3年3月26日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

- 6 縦覧期間
令和3年8月27日から令和3年9月27日まで

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和3年8月27日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調査を行った者の名称
京都市
- 2 調査を行った時期
平成30年5月15日から令和3年4月9日まで
- 3 成果の名称
京都市上京区山本町の一部、白銀町の一部、天秤丸町、田村備前町の一部、西辰巳町の一部、秤口町、南清水町の一部、金馬場町、西天秤町の一部、分銅町の一部、天秤町、東天秤町の一部、一町目の一部、中村町の一部、浮田町の一部、坤高町の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
京都市上京区山本町の一部、白銀町の一部、天秤丸町、田村備前町の一部、西辰巳町の一部、秤口町、南清水町の一部、金馬場町、西天秤町の一部、分銅町の一部、天秤町、東天秤町の一部、一町目の一部、中村町の一部、浮田町の一部及び坤高町の一部
- 5 認証年月日
令和3年8月4日
（国土交通省の承認年月日 令和3年7月27日）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を南丹市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和3年8月27日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名
 豊中市曾根南町二丁目10番20-401号
 山内 崇
 北桑田郡宮島村字下吉田小字木ノ下22番地
 山内 宇太郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和3年京都府告示第442号による。

教 育 委 員 会

京都府教育委員会告示第5号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）第32条の規定により、令和4年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員を定める。

令和3年8月27日

京都府教育委員会
 教育長 橋本 幸三

中学校の募集定員

(単位 人)

中学校名	募集定員
京都府立洛北高等学校附属中学校	80
京都府立南陽高等学校附属中学校	40
京都府立園部高等学校附属中学校	40
京都府立福知山高等学校附属中学校	40

京都府教育委員会告示第6号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第2条第3項の規定により、次のとおり通学区域の調整を行い、令和4年度第1学年入学者に適用する。

令和3年8月27日

京都府教育委員会
 教育長 橋本 幸三

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏	京都府立綾部高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
京都市・乙訓通学圏、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏	京都府立西城陽高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立久御山高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
府の区域の全部(京都府立洛北高等学校(普通科(スポーツ総合専攻))、京都府立鳥羽高等学校(普通科(スポーツ総合専攻))及び京都府立亀岡高等学校(普通科(美術・工芸専攻))の通学区域を除く。)	京都府立洛北高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立鳥羽高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立亀岡高等学校	普通科(美術・工芸専攻) 15人以内
京都市・乙訓通学圏	京都府立北桑田高等学校	普通科 12人以内
	京都府立東宇治高等学校	普通科 28人以内
府の区域の全部(京都府立洛北高等学校(普通科)の通学区域を除く。)	京都府立洛北高等学校	普通科 80人以内
府の区域の全部(京都府立城南菱創高等学校(普通科)の通学区域を除く。)	京都府立城南菱創高等学校	普通科 80人以内

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

京都府教育委員会告示第7号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）第32条の規定により、令和4年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員を別表のとおり定める。

令和3年8月27日

京都府教育委員会
 教育長 橋本 幸三

別表

1 全日制の課程の募集定員

(1) 全日制の課程（単位制による課程を除く。）

ア 普通科

(単位 人)

通学圏名	高等学校名	募集定員
京都市・乙訓	鴨 沂	240
	北 稜	240
	朱 雀	200
	洛 東	240
	嵯 峨 野	120
	北 嵯 峨	280
	桂	280
	洛 西	280
	桃 山	280
	東 稜	240
	洛 水	200
	向 陽	200
	乙 訓	200
	西 乙 訓	160

(単位 人)

通学圏名	高等学校名	募集定員
山城	東 宇 治	280
	菟 道	280
	城 陽	280
	西 城 陽	280
	久 御 山	200
	田 辺	160
	木 津	160
	南 陽	160
	口丹	北 桑 田
園 部		120
須 知		60
中丹	綾 部	180
	福 知 山	160
	東 舞 鶴	160
	西 舞 鶴	160
丹後	峰 山	160
合 計		6,020

- 備考1 東宇治高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び山城通学圏を併せた定員である。
 なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は28人以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。
- 2 北桑田高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び口丹通学圏を併せた定員である。
 なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は12人以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。
- 3 口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校にあつては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の20以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）

（単位 人）

通 学 圏 名	高 等 学 校 名	募 集 定 員
山 城	西 城 陽	40
	久 御 山	40
中 丹 丹 後	綾 部	40
合 計		120

備考1 西城陽高等学校及び久御山高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、山城通学圏以外の通学圏から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

2 綾部高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、中丹通学圏及び丹後通学圏以外の通学圏から入学できる者は、20人以内とする。

ウ 普通科総合選択制

（単位 人）

通 学 圏 名	高 等 学 校 名	募 集 定 員
山 城	京 都 八 幡	160

エ 農業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (分校名)	合 計	エ 植 イ 物 ト ク 科 リ	ビ 園 ジ ネ ス 科 芸	園 シ ス テ テ ム 科	フ 京 オ レ ス ト 科 都	・ 農 園 芸 生 産 技 術 科 群 (農 業 学 科 群) ・ 環 境 創 造 科	食 品 科 学 科	農 芸 化 学 科	農 業 科	園 芸 科
桂	80	40	40							
木 津	40			40						
北 桑 田	30				30					
農 芸	100					100				
須 知	30						30			
綾 部 (東)	60							30	(30)	(30)
合 計	340	40	40	40	30	100	30	30	(30)	(30)

備考1 農芸高等学校の農業生産科、園芸技術科及び環境創造科については、農業学科群での募集とする。

2 綾部高等学校の括弧内の募集定員については、農業科及び園芸科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は15人を標準とする。

オ 工業に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	工学探究科	機械技術科	電気技術科	自動車科	機械 ノロジー 科	ロボ ット 科	電気 ノロジー 科	環 境 デザイン 科	情報 ノロジー 科	機械 創造科
田 辺		130	40	30	30	30						
工 業		180					36	36	36	36	36	
峰 山		30										30
合 計		340	40	30	30	30	36	36	36	36	36	30

カ 商業に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	起業創造科	企 画 科	情報企画科
京 都 す ば る		220	110	110	
木 津		40			40
合 計		260	110	110	40

キ 水産に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	人数
海 洋	海洋学科群 (海洋科学科・海洋工学科・海洋資源科)	95

備考 海洋科学科、海洋工学科及び海洋資源科については、海洋学科群での募集とする。

ク 情報に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	人数
京都すばる	情報科学科	80

ケ 福祉に関する学科

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	学科名	人数
京都八幡(南)	介護福祉科	30

コ 体育に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名 スポーツ健康科学科
乙 訓	40

サ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	学 科 及 び 系 統 名	合 計	京都こすもす科		自然科学科	人間科学科	リサイエンス科	文理科学科	理数探究科
			自然科学	人間科学 (共修)					
嵯 峨 野		200	80	120					
桃 山		80			80				
京 都 八 幡 (南)		30				30			
南 陽		80					80		
福 知 山		40						40	
西 舞 鶴		40							40
合 計		470	80	120	80	30	80	40	40

備考 嵯峨野高等学校の人間科学系統・自然科学系統（共修）については、くくり募集とする。

(2) 単位制による全日制の課程

ア 普通科

(単位 人)

高等学校名 (学舎名)	募 集 定 員
山 城	320
洛 北	160
鳥 羽	160
城 南 菱 創	160
亀 岡	200
宮津天橋 (宮津学舎)	120
宮津天橋 (加悦谷学舎)	80
丹後緑風 (網野学舎)	74
合 計	1,274

備考1 洛北高等学校及び城南菱創高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ80人以内とする。

2 亀岡高等学校、宮津天橋高等学校及び丹後緑風高等学校については、京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町から当該高等学校の普通科の通学区域を除いた地域から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の20以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）

（単位 人）

高等学校名	学科名	合 計	普通科 (スポーツ総合専攻)	普通科 (美術・工芸専攻)
洛 北		40	40	
鳥 羽		40	40	
亀 岡		30		30
合 計		110	80	30

備考1 洛北高等学校及び鳥羽高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

2 亀岡高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科（美術・工芸専攻）の通学区域以外から入学できる者は、15人以内とする。

ウ 農業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (学舎名)	学科名	
丹後緑風（久美浜学舎）	アグリサイエンス科	30

エ 工業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (学舎名)	学科名	
宮津天橋（宮津学舎）	建築科	30

オ 商業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (学舎名)	学科名	
丹後緑風（網野学舎）	企画経営科	26

カ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

高等学校名 (学舎名)	学 科 等 名	合 計	文 理 総 合 科	グ ロ ー パ ル 科	教養科学科		探 究 文 理 科	ク リ エ イ ト 科
					統 会 人 文 系 社 科 学	系 統 自 然 科 学		
山 城		40	40					
鳥 羽		80		80				
城 南 菱 創		80				80		
亀 岡		40					40	
丹後緑風 (久美浜学舎)		30						30
合 計		270	40	80		80	40	30

備考 城南菱創高等学校の人文・社会科学系統及び自然科学系統については、くくり募集とする。

キ 総合学科

(単位 人)

高等学校名	学 科 名	合 計	総 合 学 科	地 域 創 生 科
南 丹		170	170	
大 江		90		90
合 計		260	170	90

2 定時制の課程の募集定員

(1) 定時制の課程 (単位制による課程を除く。)

ア 昼間

(単位 人)

高等学校名	分校名	募集定員	学科名
北 桑 田	美 山	40	農業科・家政科
福 知 山	三 和	40	農業科・家政科
合 計		80	

備考 北桑田高等学校及び福知山高等学校の募集定員については、農業科及び家政科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は20人を標準とする。

イ 夜間

(単位 人)

高等学校名	分校名	募集定員	学科名
綾 部	東	40	普通科
東 舞 鶴	浮 島	40	
合 計		80	

(2) 単位制による定時制の課程

ア 昼間 (二部制)

(単位 人)

高等学校名	コース名	募集定員	学科名
清 明	午 前	120	普通科
	午 後		

備考 募集定員については、午前コース及び午後コースを併せた定員であり、午前コースは60人から90人、午後コースは30人から60人とする。

イ 昼間

(単位 人)

高等学校名	募集定員	学科名
清 新	90	総合学科

ウ 夜間

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計		
		普通科	商業科	
朱 雀		90	90	
鳥 羽		90	90	
桃 山		90	60	30
合 計		270	240	30

3 通信制の課程の募集定員

単位制による通信制の課程

(単位 人)

高等学校名	募集定員	学科名
朱 雀	160	普通科
西 舞 鶴	120	
合 計	280	

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。



京都市教育委員会から、令和4年度第1学年入学者に適用する通学区域の調整及び令和4年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員を次のように決定した旨通知があった。

令和3年8月27日

京都市教育委員会
教育長 橋 本 幸 三

1 通学区域の調整

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町	京都市立日吉ヶ丘高等学校	普通科（単位制） 20人以内
京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町	京都市立紫野高等学校	アカデミア科 20人以内

2 募集定員

(1) 全日制課程

(単位 人)

高等学校名	設置学科 合計	普 通 科	工業に関する学科		音楽に関する学科	美術に関する学科	その他専門学科						
			プロジェクト工学科 (ものづくり分野)	プロジェクト工学科 (まちづくり分野)	音 楽 科	美 術 工 芸 科	エンタープライ ジ ン グ 科	理 数 科	フロン テ ィ ア 探 究 科 (人間探 究科・自然 探 究 科)	探 究 学 科 群 (人間探 究科・自然 探 究 科)	ア カ デ ミ ア 科	教 育 み ら い 科	
西 京	160						160						
銅駝美術工芸	90					90							
京都堀川音楽	40				40								
京 都 工 学 院	240		108	72				60					
堀 川	240	80							160				
日 吉 ヶ 丘	240	240											
紫 野	280	200									80		
塔 南	240	200										40	
合 計	1,530	720	108	72	40	90	160	60	160	80	40		

- 備考1 西京高等学校の募集定員には、西京高等学校附属中学校からの内部進学者数は含まない。
- 2 堀川高等学校の人間探究科及び自然探究科については探究学科群での募集とする。
- 3 日吉ヶ丘高等学校は、単位制による全日制課程である。

(2) 定時制課程

(単位 人)

高等学校名	合計	学科名
京都 奏 和	80	普通科 80
合 計	80	

備考 京都奏和高等学校は、単位制による定時制課程である。



令和4年度京都府立中学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月27日

京都府教育委員会
 教育長 橋 本 幸 三

- 1 令和4年度京都府立中学校入学者選抜要項において定めた事項
 - (1) 志願者の資格
 - (2) 入学者の募集
 - (3) 通学区域
 - (4) 出願の要領
 - (5) 入学者の選抜
 - (6) 適性をみる検査結果の開示
 - (7) 保護者届及び住所等に関する届並びに府外居住者が入学志願するための許可申請手続(特別事情具申)
 - (8) 入学予定者の決定後の処理
 - (9) その他
- 2 縦覧場所等

京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ(<http://www.kyoto-be.ne.jp/>)上に掲示する。
- 3 縦覧期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで



令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月27日

京都府教育委員会
 教育長 橋 本 幸 三

- 1 令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において定めた事項
 - (1) 志願者の資格
 - (2) 高等学校入学者の募集及び通学区域
 - (3) 入学者選抜の種類と学力検査
 - (4) 出願の要領(全日制・定時制共通)
 - (5) 前期選抜(全日制・定時制共通)
 - (6) 特別入学者選抜
 - (7) 中期選抜(全日制・定時制共通)
 - (8) 後期選抜(全日制・定時制共通)
 - (9) 通信制
 - (10) 合格者発表後の処理
 - (11) 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査(追検査を含む。)得点の開示(全日制・定時制共通)
 - (12) 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続(特別事情具申)(全日制)
- 2 縦覧場所等

京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ(<http://www.kyoto-be.ne.jp/>)上に掲示する。
- 3 縦覧期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

公 安 委 員 会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

令和3年8月27日

京都府警察本部長 上野 正史

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

交通事故情報管理システムの賃貸借 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び

契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2238

(2) 仕様書の交付場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部交通部交通企画課

電話075-451-9111 内線5032

(3) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和3年8月27日（金）から令和3年9月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和3年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

(3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申

請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(3)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和3年8月27日（金）から令和3年9月9日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書を入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和3年10月8日（金）午前10時

イ 場所
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限
令和3年10月7日（木）

(イ) 提出先
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金
免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased
Lease contract for Traffic Accident Information management system, 1 set

(2) The time, date and place for tender
10:00 AM Fri., 8, Oct, 2021
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Time-limit for tender by mail
Thu., 7, Oct, 2021

(4) The time, date and place for the opening of tender
10:00 AM Fri., 8, Oct, 2021
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Contact point for the notice
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
TEL 075-451-9111 Ext.2238